

## 板橋区マンション長期修繕計画作成費助成要綱

(令和8年6月15日区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、板橋区内（以下「区内」という。）に所在するマンションの管理組合に対し、長期修繕計画の作成に係る費用の一部を区が予算の範囲内で助成することにより、マンションの適切な維持管理の促進を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション 東京都板橋区良質なマンションの管理等の推進に関する条例（平成29年東京都板橋区条例第37号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定するマンションをいう。
- (2) 管理組合 条例第2条第3号に規定する管理組合をいう。

### (助成対象者)

第3条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす区内に所在するマンションの管理組合とする。

- (1) 条例第13条第1項又は第2項の規定による管理状況に関する事項を区長に届け出ていること。
- (2) 建築後おおむね5年以上経過していること。
- (3) 管理規約が設定されていること。
- (4) 長期修繕計画を作成していないこと又は既存の長期修繕計画がある場合は、申請日以前に7年以上見直しをしていないこと。
- (5) 長期修繕計画の作成又は見直し、作成又は見直しに係る経費について、管理組合の総会により決議されていること。
- (6) 第5条の助成対象経費について、区又は他の公共団体から助成金等の交付を受け、又は受ける予定でないこと。
- (7) 過去に本要綱に基づく助成を受けていないこと。
- (8) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）以下「暴排条例」という。第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (9) 管理組合等の構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）がいないこと。
- (10) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第47条に規定される法人にあっては、法人税の滞納がないこと。

### (助成対象計画)

第4条 助成の対象となる計画（以下「対象計画」という。）は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の14で

規定するマンション管理計画の認定基準を満たす計画とする。

- 2 住宅部分とそれ以外の用途に供する部分が併存するマンションにあっては、住宅部分の共用部分に係る計画を助成対象とする。

(助成対象経費及び助成金の額)

第5条 この要綱による助成金(以下「助成金」という。)の対象となる経費は、対象計画の作成に要する経費(消費税及び地方消費税相当額を除く。また、マンション管理士等の顧問契約に係る顧問料を除く。以下「助成対象経費」という。)とし、その額が20万円を超えるときは、20万円を限度とする。

- 2 助成対象経費とそれ以外の経費との区分ができないときは、それぞれの延べ面積の比率に応じて按分して、助成対象経費を算出するものとする。

(助成の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者(以下「申請者」という。)は、対象計画の作成を開始する前に、板橋区マンション長期修繕計画作成費助成申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 工事完了日又は新築年月日が確認できるもの
  - (2) 管理規約の写し
  - (3) 計画作成又は見直しの決議に係る集会の議事録の写し
  - (4) 見積書の写し
  - (5) 既存の長期修繕計画がある場合はその写し及びその決議に係る集会の議事録の写し
  - (6) 現在の理事長が確認できるもの
  - (7) その他区長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、当該年度の12月28日(土曜日、日曜日若しくは休日に当たるときは、その直前の開庁日。)までとする。

(助成の決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成することを決定したときは、板橋区マンション長期修繕計画作成費助成交付決定通知書(別記第2号様式)により、助成しないことを決定したときは、板橋区マンション長期修繕計画作成費助成不交付決定通知書(別記第3号様式)により、申請者に通知する。

- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、第6条の規定により行った申請を取り下げるときは、板橋区マンション長期修繕計画作成費助成取下届(別記第4号様式)により区長に届け出なければならない。

- 2 区長は、前項の規定による取下届の提出があったときは、その内容を審査し、

これを適当と認めるときは、板橋区マンション長期修繕計画作成費助成取下承認書（別記第5号様式）により、申請者に通知する。

（申請内容の変更）

第9条 第7条の規定により助成の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、申請内容に変更が生じるときは、速やかに板橋区マンション長期修繕計画作成費助成変更申請書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 第6条の規定により提出した添付書類のうち、当該書類に係る変更内容が確認できる書類
  - (2) その他区長が必要と認める書類
- 2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、板橋区マンション長期修繕計画作成費助成変更承認書（別記第7号様式）により、不適当と認めたときは、板橋区マンション長期修繕計画作成費助成変更不承認書（別記第8号様式）により、助成決定者に通知するものとする。
- 3 第7条第2項の規定は、前項の規定により助成金の交付変更の決定をする場合について準用する。

（完了報告）

第10条 助成決定者は、助成決定を受けた長期修繕計画の作成が完了したときは、板橋区マンション長期修繕計画作成費助成実績報告書（別記第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 助成決定を受けた長期修繕計画作成に係る契約書の写し
  - (2) 助成対象経費に係る領収書の写し
  - (3) 長期修繕計画の写し
  - (4) 助成の交付決定以降に理事長に変更があった場合は、変更が確認できるもの
  - (5) その他区長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による報告は、助成決定を受けた長期修繕計画の作成が完了した日から30日以内又は交付決定の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（助成金の額の確定）

第11条 区長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、内容が適正であると認めたときは、助成金の額を確定し、板橋区マンション長期修繕計画作成費助成金額確定通知書（別記第10号様式）により、助成決定者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第12条 前条の通知を受けた助成決定者は、助成金の交付を受けようとするときは、板橋区マンション長期修繕計画作成費助成金請求書（別記第11号様式）を区長に提出しなければならない。

(助成決定の取消し)

第13条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による助成の交付決定又は第9条第2項の規定による助成の変更承認決定(以下「交付決定等」という。)の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定等を受けたとき。
  - (2) 交付決定等の内容に違反したとき。
  - (3) その他関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、助成金を交付することが不適当と認めるとき。
- 2 区長は、前項の規定により交付決定等の全部又は一部を取り消したときは、板橋区マンション長期修繕計画作成費助成取消通知書(別記第12号様式)により、助成決定者に通知する。
- 3 区長は、第1項の規定により交付決定等の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、板橋区マンション長期修繕計画作成費助成金返還請求書(別記第13号様式)により、当該取消しに係る助成金の返還を請求するものとする。
- 4 第1項及び前項の規定は、第11条に規定する助成金の額の確定後においても適用する。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)の定めによる。

- 2 その他この要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、区長の決定日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
- 2 令和8年4月1日から同年11月30日の間に対象計画の作成に係る契約をした助成対象者に限り、第6条第1項の規定にかかわらず、対象計画の作成開始後であっても、助成を申請することができる。この場合、第6条第1項各号に掲げる書類に加えて、第10条第1項第1号で掲げる書類を提出しなければならないものとする。

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

マンション名 \_\_\_\_\_

役職・氏名 \_\_\_\_\_

## 板橋区マンション長期修繕計画作成費助成申請書

板橋区マンション長期修繕計画作成費助成要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

|           |              |                          |  |
|-----------|--------------|--------------------------|--|
| マンション     | 名 称          |                          |  |
|           | 所在地          |                          |  |
| 建物の概要     | 工事完了日又は新築年月日 | 年 月 日                    |  |
|           | 棟数・戸数        | 棟 戸                      |  |
|           | 構 造          | 造 階建て                    |  |
|           | 管理形態         | 全部委託 一部委託 自主管理 その他       |  |
| 長期修繕計画の作成 | 作成期間（予定）     | 年 月 日から 年 月 日            |  |
|           | 決議した日        | 年 月 日                    |  |
|           | 作成者          | 名称                       |  |
|           |              | 住所                       |  |
|           |              | 電話                       |  |
| 既存の長期修繕計画 | 有 ・ 無        |                          |  |
|           | （有の場合）       | 作成年月日（集会で議決した日）<br>年 月 日 |  |
| 交付申請額     | 円            |                          |  |

(裏面)

|      |                                                                                                                                                                                |  |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 確認事項 | 確認のうえ、チェック欄に✓を記載してください。<br><input type="checkbox"/> 申請する経費について、区又は他の公共団体から助成金等の交付を受け、又は受ける予定はありません。<br><input type="checkbox"/> 過去に本要綱に基づく助成を受けていません。                          |  |
| 連絡先  | 氏名                                                                                                                                                                             |  |
|      | 電話番号                                                                                                                                                                           |  |
|      | メールアドレス                                                                                                                                                                        |  |
| 添付書類 | (1) 工事完了日又は新築年月日が確認できるもの<br>(2) 管理規約の写し<br>(3) 計画作成又は見直しの決議に係る集会の議事録の写し<br>(4) 見積書の写し<br>(5) 既存の長期修繕計画がある場合はその写し及びその決議に係る集会の議事録の写し<br>(6) 現在の理事長が確認できるもの<br>(7) その他区長が必要と認める書類 |  |

別記第2号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

板橋区長

板橋区マンション長期修繕計画作成費助成交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった板橋区マンション長期修繕計画作成費助成について、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

交付予定額 \_\_\_\_\_ 円

1 対象のマンション

住 所  
マンション名

2 板橋区マンション長期修繕計画作成費助成要綱第7条第2項の規定により  
付す条件

あり・なし（ありの場合の条件： \_\_\_\_\_ ）

3 注意事項

- (1) 長期修繕計画の作成が完了したときは、30日以内又は3月末日のいずれか早い日までに、関係書類を添えて実績報告書を提出してください。
- (2) 申請内容に変更が生じるときは、あらかじめ関係書類を添えて変更申請書を提出してください。
- (3) 申請を取り下げるときは、取下届を提出してください。
- (4) 交付額は、完了報告の際にご提出いただく領収書を確認のうえ、確定しますので、本通知では予定額となります。
- (5) 板橋区マンション長期修繕計画作成費助成要綱第13条第1項の取消し要件に該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消します。この場合、すでに助成金の交付を受けているときは、助成金を返還していただきます。

別記第3号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

板橋区長

板橋区マンション長期修繕計画作成費助成不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった板橋区マンション長期修繕計画作成費助成について、下記のとおり不交付を決定しましたので通知します。

記

- 1 対象のマンション  
住 所  
マンション名
- 2 不交付の理由

別記第4号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

マンション名 \_\_\_\_\_

役職・氏名 \_\_\_\_\_

板橋区マンション長期修繕計画作成費助成取下届

年 月 日付で交付申請を行った板橋区マンション長期修繕計画作成費助成について、次のとおり申請を取り下げたいので届け出ます。

|          |  |
|----------|--|
| マンション名   |  |
| マンション所在地 |  |
| 取下げの理由   |  |

別記第5号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

板橋区長

板橋区マンション長期修繕計画作成費助成取下承認書

年 月 日付で届出のあった板橋区マンション長期修繕計画作成費助成申請下げについて、承認しましたので通知します。

別記第6号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

マンション名 \_\_\_\_\_

役職・氏名 \_\_\_\_\_

板橋区マンション長期修繕計画作成費助成変更申請書

年 月 日付 第 号 で交付決定を受けた板橋区マンション長期修繕計画作成費助成について、次のとおり内容を変更したいので、申請します。

|          |                            |     |
|----------|----------------------------|-----|
| マンション名   |                            |     |
| マンション所在地 |                            |     |
| 変更内容     |                            |     |
| 変更理由     |                            |     |
| 交付申請額    | 変更前                        | 変更後 |
|          | 円                          | 円   |
| 添付書類     | 見積書の写し<br>その他、変更内容が確認できる書類 |     |

別記第7号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

板橋区長

板橋区マンション長期修繕計画作成費助成変更承認書

年 月 日付で変更申請のあった板橋区マンション長期修繕計画作成費助成について、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

交付予定額 \_\_\_\_\_ 円

1 対象のマンション

住 所  
マンション名

2 板橋区マンション長期修繕計画作成費助成要綱第7条第2項の規定により  
付す条件

あり・なし（ありの場合の条件： \_\_\_\_\_ ）

3 注意事項

- (1) 長期修繕計画の作成が完了したときは、30日以内又は3月末日のいずれか早い日までに、関係書類を添えて実績報告書を提出してください。
- (2) 申請内容に変更が生じるときは、あらかじめ関係書類を添えて変更申請書を提出してください。
- (3) 申請を取り下げるときは、取下届を提出してください。
- (4) 交付額は、完了報告の際にご提出いただく領収書を確認のうえ、確定しますので、本通知では予定額となります。
- (5) 板橋区マンション長期修繕計画作成費助成要綱第13条第1項の取消し要件に該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消します。この場合、すでに助成金の交付を受けているときは、助成金を返還していただきます。

別記第8号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

板橋区長

板橋区マンション長期修繕計画作成費助成変更不承認書

年 月 日付で変更申請のあった板橋区マンション長期修繕計画作成費助成について、下記のとおり不交付を決定しましたので通知します。

記

- 1 対象のマンション  
住 所  
マンション名
- 2 不交付の理由

別記第9号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

マンション名 \_\_\_\_\_

役職・氏名 \_\_\_\_\_

板橋区マンション長期修繕計画作成費助成実績報告書

年 月 日付 第 号 で交付決定を受けた長期修繕計画  
の作成が完了しましたので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

| 実績額  | 円                                                                                                                                     |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 添付書類 | (1) 助成決定を受けた長期修繕計画作成に係る契約書の写し<br>(2) 助成対象経費に係る領収書の写し<br>(3) 長期修繕計画の写し<br>(4) 助成の交付決定以降に理事長に変更があった場合は、変更が確認できるもの<br>(5) その他区長が必要と認める書類 |

別記第 10 号様式（第 11 条関係）

第 号  
年 月 日

様

板橋区長

板橋区マンション長期修繕計画作成費助成金額確定通知書

年 月 日付で完了報告のあった板橋区マンション長期修繕計画作成費助成について、下記のとおり助成金の額を確定しましたので通知します。

記

確定額 \_\_\_\_\_ 円

1 対象のマンション

住 所  
マンション名

2 注意事項

- (1) 本通知から 30 日以内に、板橋区マンション長期修繕計画作成費助成金請求書により、助成金を請求してください。
- (2) 板橋区マンション長期修繕計画作成費助成要綱第 13 条第 1 項の取消し要件に該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消します。この場合、すでに助成金の交付を受けているときは、助成金を返還していただきます。

別記第 11 号様式（第 12 条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

マンション名 \_\_\_\_\_

役職・氏名 \_\_\_\_\_

板橋区マンション長期修繕計画作成費助成金請求書

年 月 日付 第 号 で確定通知のあった板橋区マンション長期修繕計画作成費助成金について、次のとおり請求します。

|      |  |   |   |   |   |   |
|------|--|---|---|---|---|---|
| 請求金額 |  | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|------|--|---|---|---|---|---|

上記に係る板橋区からの助成金について、下記の口座に振り込むことを依頼します。

ゆうちょ銀行以外の場合

|                      |      |  |  |  |                    |  |  |  |
|----------------------|------|--|--|--|--------------------|--|--|--|
| 金融機関名                |      |  |  |  | 支店名                |  |  |  |
| 銀行<br>信用金庫<br>信用組合   |      |  |  |  | 支店<br>出張所          |  |  |  |
| 金融機関<br>コード<br>(4 桁) |      |  |  |  | 支店<br>コード<br>(3 桁) |  |  |  |
| 預金種別 (いずれかに○)        |      |  |  |  | 口座番号               |  |  |  |
| 普通 ・ 当座 ・ 貯蓄         |      |  |  |  |                    |  |  |  |
| 口座<br>名義             | フリガナ |  |  |  |                    |  |  |  |
|                      | 漢 字  |  |  |  |                    |  |  |  |

ゆうちょ銀行の場合

|                                            |      |  |  |   |   |              |  |  |  |  |  |   |
|--------------------------------------------|------|--|--|---|---|--------------|--|--|--|--|--|---|
| ゆうちょ銀行（貯金通帳の見開き右上又はキャッシュカードに記載された記号・番号を記入） |      |  |  |   |   |              |  |  |  |  |  |   |
| 通帳記号（6 桁目がある場合は、※欄に記入）                     |      |  |  |   |   | 通帳番号（右詰めで記入） |  |  |  |  |  |   |
| 1                                          |      |  |  | 0 | ※ |              |  |  |  |  |  | 1 |
| 口座<br>名義                                   | フリガナ |  |  |   |   |              |  |  |  |  |  |   |
|                                            | 漢 字  |  |  |   |   |              |  |  |  |  |  |   |

※申請者と口座名義人の氏名は同一のものとしてください。申請者以外の口座に振り込む場合は、別途委任状が必要です。

別記第 12 号様式（第 13 条関係）

第 号  
年 月 日

様

板橋区長

板橋区マンション長期修繕計画作成費助成取消通知書

年 月 日付 第 号 で交付決定した板橋区マンション  
長期修繕計画作成費助成金について、下記のとおり交付決定を取り消しましたので通  
知します。

記

1 対象のマンション  
住 所  
マンション名

2 交付決定取消金額  
円

3 取消の理由

別記第 13 号様式（第 13 条関係）

第 号  
年 月 日

様

板橋区長

板橋区マンション長期修繕計画作成費助成金返還請求書

年 月 日付 第 号 で取消を通知した板橋区マンション長期修繕計画作成費助成金について、下記のとおり返還を請求します。

記

1 対象のマンション  
住 所  
マンション名

2 交付決定額  
円

3 返還請求額  
円

4 返還請求の理由

5 納付期限  
年 月 日